水産業協同組合法第86条第４項で準用する第68条の２の届出に関する公告

下記に掲げる漁業生産組合であって、本日現在において、当該漁業生産組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第209条の３で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該漁業生産組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該漁業生産組合に関する登記がされないときは、当該漁業生産組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年１月19日

島根県知事　丸山　達也

記

出羽川淡水漁業生産組合

島根県邑智郡邑南町阿須那439番地

猪目漁業生産組合

島根県出雲市猪目町111番地３

十六島いわし船曳網漁業生産組合

島根県出雲市十六島町515番地３

浦姫漁業生産組合

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷257番地

恵曇巾着網漁業生産組合

島根県松江市鹿島町恵曇360番地１

大芦養殖漁業生産組合

島根県松江市島根町大芦323番地